

○長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境に配慮した社会の構築を図るため、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH 国が実施する補助事業により補助金の交付を受けている住宅又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づくエネルギー消費性能表示によりZEHと認証されている住宅をいう。
- (2) 太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、最大発電出力3キロワット以上10キロワット未満の装置とし、電力会社に電力受給契約の申込みを行うものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電気と熱の供給を主目的としたシステムであるものをいう。
- (4) 家庭用蓄電池 蓄電部がリチウムイオン蓄電池であり、充電することによって蓄えられた電気を分電盤を通じて住宅の内部で用いる蓄電池をいう。
- (5) V2H充放電設備 電気自動車と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。
- (6) 電気自動車 登載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除いた四輪のものに限る。
- (7) プラグインハイブリッド車 搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車で、自動車検査

証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除いた四輪のものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 自己が所有し居住する町内の住宅においてZEHの認証を取得した者又は太陽光発電システム等を自らが設置若しくは購入した者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助の条件及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる機器（設置前に使用されたものは除く。以下「補助対象機器」という。）の種別、補助の条件及び補助金の額は別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事が完了した日若しくは工事代金を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は設置工事完了日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 同一の補助対象機器の種類に対する補助金の交付の申請は、1住宅につき、1回に限る。ただし、V2H充放電設備及び電気自動車又はプラグインハイブリッド車を同時に設置した場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、前条第2項に規定する補助金交付決定通知書を受けた日から起算して7日以内に長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第10条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量並びに電気等の使用量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、長泉町ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）等支援事業費補助金交付要綱（平成22年長泉町告示第7号）の規定による補助金の交付を受けた者は、この要綱の規定による補助金の交付を受けることができない。

(失効)

3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条の規定により申請された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

(一部改正〔令和6年告示89号〕)

附 則（令和6年11月20日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(一部改正〔令和6年告示89号〕)

補助対象機器の種類	補助の条件	補助金の額
ZEH	町内に現に居住している戸建住宅にお	30万円
ZEH+	いて新たに対象となる、又は新築の戸建住宅を当該住宅に居住するため建築若しくは購入するもの	40万円

太陽光発電システム	町内に現に居住している戸建住宅にお	10万円
家庭用蓄電池	いて新たに設置し、又は対象機器が設置	10万円
家庭用コージェネレー ションシステム	された新築の戸建住宅を当該住宅に居 住するため建築若しくは購入するもの。	10万円
V2H充放電設備	なお、V2H充放電設備の設置について は、太陽光発電設備等、再生可能エネル ギーから電気の供給を受けるものとし る。	5万円
電気自動車、プラグイ ンハイブリッド車	V2H充放電設備を町内に現に居住して いる戸建住宅において新たに設置し、又 は対象機器が設置された新築の戸建住 宅を当該住宅に居住するため建築若し くは購入したもので、申請者（同一世帯 の者を含む）が新車の状態で購入したも のが対象である。 一般社団法人次世代自動車振興センタ ーが「クリーンエネルギー自動車導入事 業費補助金」の対象車両とし、申請者は 自動車検査証に記載されている所有者 であり、かつ、使用者であること。 ただし、所有権留保付ローンによる購入 の場合は、所有者が車両販売会社、ロー ン会社等であり、かつ、使用者が申請者 であること。	10万円

別表第2（第5条関係）

（一部改正〔令和6年告示89号〕）

補助対象機器の種類	添付書類
ZEH	(1) 設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
ZEH+	(2) 補助対象機器の形状、規格等を説明できる資料 (3) 国からの交付決定通知書又は交付額確定通知書の写し（交付 通知書等にZEHの記載がない場合には、BELS評価書（ZEHで

	ある旨の記載があるもの) の写し)
太陽光発電システム	(1) 設置費に係る領収書及びその内訳書の写し (2) 補助対象機器の形状、規格等を説明できる資料 (3) 太陽光発電システムの概要（様式第2号） (4) 電力会社との電力受給契約申込書の写し
家庭用蓄電池	(1) 設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
家庭用コージェネレー ションシステム	(2) 補助対象機器の保証書の写し (3) 補助対象機器の形状、規格等を説明できる資料
V2H充放電設備	
電気自動車、プラグイン ハイブリッド車	(1) 補助対象自動車の購入費用に係る領収証の写し（ローン等によ る支払分に対して、販売店から申請者に領収証が発行されない 場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し 又は申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割 賦等の契約書の写し） (2) 自動車車検証の写し